

令和6年度 第4次小樽市温暖化対策推進実行計画

【事務事業編】の推進状況

1. 計画期間

令和4（2022）年度から令和12（2030）年度まで

2. 計画対象

（1）対象範囲

市の全ての事務・事業とします。なお、指定管理者制度により施設運営を外部に委託している場合も対象とします。

（2）対象機関

市長部局、病院局、消防本部、水道局、教育委員会（小中学校含む。）、議会議務局、監査委員事務局、各行政委員会事務局

3. 計画目標

各種温室効果ガスの削減目標は下表のとおりです。

温室効果ガス	R12（2030）年度目標	
	目標値（t-CO ₂ ）	削減割合
二酸化炭素（CO ₂ ）	20,935	基準年度（H25（2013））比▲51%
メタン（CH ₄ ）	8,883	現状値（R2（2020））以下
一酸化二窒素（N ₂ O）	867	現状値（R2（2020））以下
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	2	現状値（R2（2020））を維持
温室効果ガス全体	30,687	基準年度（H25（2013））比▲52%

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象とする温室効果ガスについては、上記のほかに半導体の製造プロセス等で発生するパーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）、変電設備の電気絶縁ガス等で使用される三ふっ化窒素（NF₃）があるが、本市の事務・事業ではその排出が見込まれないため、本計画の対象から除く。

4. 温室効果ガス排出量

		排出量		削減量	
		基準値※1	R6（2024）年度		
温室効果ガス総排出量（t-CO ₂ ）	基礎※2	63,722	40,512	▲23,210	▲36.4%
	調整後※2		(40,512)	(▲23,210)	▲36.4%
エネルギー起源二酸化炭素※3	基礎	42,724	31,439	▲11,285	▲26.4%
	調整後		(31,439)	(▲11,285)	▲26.4%
メタン		8,883	8,274	▲609	▲6.9%
一酸化二窒素		867	796	▲71	▲8.1%
ハイドロフルオロカーボン		2	2	0	0.0%

※1 温室効果ガス総排出量及びエネルギー起源二酸化炭素はH25（2013）年度、その他の温室効果ガスはR2（2020）年度の排出量です。したがって、基準値の各数値の和は温室効果ガス総排出量に一致しません。

※2 基礎とは電力使用量に対して小売電気事業者ごとの基礎排出係数を乗じた場合における排出量の和であり、調整後とは電力使用量に対して再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう調整した、調整後排出係数を乗じた場合における排出量の和です。

※3 エネルギー（燃料並びに電力及び熱）の使用に伴い排出される二酸化炭素です。